

平成29年度補正予算 小規模事業者持続化補助金

本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

本補助金事業は、全国商工会連合会との委託に基づき、各都道府県商工会連合会に設けられる事務局が実施するもので、福井県の商工会地区については福井県商工会連合会が事務局となっています。

【内 容】

小規模事業者が、商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。

補助上限額：50万円

- (1) 小規模事業者とは、製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社および個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業です。
- (2) 75万円分の経費に対して、その2/3の50万円を補助します。全体の補助対象経費が100万円、200万円と要した場合でも、補助されるのは50万円となります。また、全体の経費が60万円の場合、60万円が補助対象となり、40万円が補助されます。
- (3) 以下の場合、補助上限額が100万円に引き上がります。
 - ① 従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者
 - ② 買い物弱者対策の取り組み
 - ③ 海外展開の取り組み
- (4) 従業員5人以下の小規模事業者を優先的に採択します。
- (5) 支払いを受けた補助金は融資のように返済する必要がありません。

【募集期間】

平成30年3月9日（金）から平成30年5月18日（金） 【締切日当日消印有効】

【申請書提出先・問い合わせ先】

名 称 福井県商工会連合会
住 所 〒910-0004 福井市宝永4-9-14
電話番号 0776-23-3659

◇問い合わせの対応時間は、09：00～12：00、13：00～17：00
（土日祝日除く）となります。

<商店や飲食店で想定される取組の例>

① 広告宣伝

- ・ 新たな顧客層向けのPRを目的としたチラシの作成

② 集客力を高めるための店舗改装

- ・ 和式トイレを洋式トイレに改造したり、座敷を掘りごたつにする
- ・ 壁や床を張り替え、清潔感や高級感を演出
- ・ 客室の照明をLEDに替え、室内を明るくお洒落な感じに演出
- ・ 衛生面を強化するため、陳列してある商品の上にカバーを付け商品がホコリなどに触れない工夫を図る

③ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

- ・ 古くなった商品のパッケージデザインを一新し、商品のイメージアップを図る

<補助対象となり得る取組事例のイメージ>

① 新たな販促用チラシの作成・配布

② 新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）

③ 新商品の開発

④ 国内外の展示会・見本市への出展、商談会への参加

⑤ 店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良・飲食店の店舗改修を含む）

⑥ 商品パッケージ(包装)のデザイン改良

⑦ ネット販売システムの構築

⑧（買い物弱者対策事業において）移動販売車両の導入による移動販売・出張販売

<補助対象経費>

① 機械装置等費 ② 広報費 ③ 展示会等出展費 ④ 旅費 ⑤ 開発費

⑥ 資料購入費 ⑦ 雑役務費 ⑧ 借料 ⑨ 専門家謝金 ⑩ 専門家旅費

⑪ 車両購入費 ⑫ 設備処分費 ⑬ 委託費 ⑭ 外注費

（ご注意）

◇ 商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者については、別途、商工会議所が公表する公募要領をご覧ください。

◇ 本事業の申請に際しては、最寄りの商工会による確認が必要となります。提出の前に最寄りの商工会で所定事項を記入した添付用紙を得た後、併せて上記提出先にご提出ください。

◇ 本公募要領は、福井県商工会連合会ホームページからダウンロードできます。
(URL) <http://www.shokokai-fukui.or.jp/>